

事務事業評価の評価結果について（平成27年度の事業に対する評価）

農業委員会

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成27年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成28年度以降の事業の方向性	所見
農業委員会事務局	国有農地等管理処分事業	国有農地及び開拓財産の県による適正な管理を進めるため、農業委員会が境界確認申請等の窓口事務を行います。	国有農地及び開拓財産の管理に係る適正な窓口事務	国有農地及び開拓財産に係る境界確認の現場立ち会い等適正な窓口事務を行う必要があります。			国有農地及び開拓財産の管理に係る適正な窓口事務	現地確認等、県とも連携しつつ適正な窓口事務を行いました。	4	国有農地及び開拓財産の境界確認申請等の窓口として、適正な事務ができました。	現状維持	農業委員会が境界確認申請等の窓口となり、引き続き適正な事務管理を行っていきます。
農業委員会事務局	農業委員会一般事務事業	農業者の地位向上と農業生産の増大に資するため、農地転用の規制及び農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進、農業経営の合理化の促進、農業に関する情報の提供等、農業委員会等に関する法律第6条の規定に基づく事務事業を行います。	農地法等関係法令の適正な執行	安定的な農業経営ができるよう適切な農地の保全に努めるとともに、許可等の権限を与えられた組織であることから、適正かつ迅速に事務を執行します。			農地法等関係法令の適正な執行	農地法第3条、第4条、第5条に係る許認可等について、714件を処理するなど、関係法令に基づく事務は適正に執行されました。	4	農地部会では、優良農地の確保を図るために農地法に基づく許認可の審査及び現地調査を行い、農地の集積の推進を始め、農地の無秩序な転用を防ぎ、適正な転用及び有効利用を図ることができました。 農業振興部会では、各地区の要望を取りまとめたことにより、農業者の現状を把握するとともに農業者の生の声を建議に反映することができました。 また、農業委員会だよりの発行によって農業に関する様々な情報提供を図ることができました。	現状維持	引き続き、農地法等関係法令の厳正な執行に努めるとともに、農業委員会から委嘱した農地利用最適化推進委員86名とも連携し、農地等の利用の最適化の推進に積極的に取り組みます。
農業委員会事務局	農業者年金受託制度事業	農業者年金への加入促進、被保険者の資格確認、経営移譲年金並びに老齢年金の裁定等の確認など、農業者年金基金からの受託業務の適正な運用を図ります。	農業者年金基金からの受託業務の適切な運用	農業者年金制度は、年金受給要件など複雑であることから、三重県農業会議など関係諸機関との連携のもと、適切な運用を図ります。			農業者年金基金からの受託業務の適切な運用	直接の窓口となるJAとの連携により、受託業務の適切な運用が図られました。	4	農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資するために、農業者年金の加入推進及び加入者、年金受給者に対する諸手続きの指導、給付等の確認申請業務を行ったことにより、適切な農業者年金事務ができました。	現状維持	年金加入者は、減少傾向であるものの、農業者の老後の安定した生活にとって大切な制度であることから、農業者年金基金からの受託業務について、引き続き適切に対応します。
農業委員会事務局	農地調査・調整事務事業	農地所有適格法人（旧農業生産法人）の要件確認等の管理及び農地に関する紛争が生じた場合の和解の仲介等の事務を行います。	農業生産法人の適正な管理	農業経営形態の多様化により、農業生産法人も様々な形態で組織されています。このため、これら法人が、制度に適合したものになっているか、的確に管理する必要があります。			農業生産法人の適正な管理	農業生産法人の満たすべき要件についての詳細な審査により、制度の適否についての的確な管理を行いました。	4	農業生産法人からの事業の状況報告により、要件に適合しているか確認したことにより、農業生産法人の事業の運営状況の把握ができました。	現状維持	農業生産法人（農地所有適格法人）の適正な管理、農地の権利関係の紛争に係る和解の仲介について、農地法の規定に基づき、今後も的確な業務運営にあたります。